

山梨県公報

第二千十四号

平成二十二年

一月二十八日

木曜日

目次

道路の区域変更……………二九

道路の供用開始(四件)……………二九

建築基準法に基づく道路位置指定……………三〇

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三〇

貸金業者の業務停止の処分……………三一

人事委員会

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三一

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三一

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………三二

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三三

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………三三

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………三五

その他

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程……………三五

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令……………三六

山梨県道路公社の一般競争入札について(二件)……………三六

告 示

山梨県告示第二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沢千野線
- 三 道路の区域

区 間	旧 新		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山千野字小山平五八番の二八地 先から 甲州市塩山上粟生野字長田一一八八番の八 地先まで	五・八〇	五・八〇	二二・九	八二・七
	二一・七〇	二一・七〇		
	二一・七〇	二一・七〇	二二・三	八六・〇
	二一・七〇	二一・七〇		
	五・八〇	五・八〇	二二・三	四三・〇
	二一・七〇	二一・七〇		
	二一・七〇	二一・七〇	二二・三	八六・〇
	二一・七〇	二一・七〇		

山梨県告示第二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国 道	四一一号	甲州市塩山大字上萩原字萩原山 四七八三番の一地先から 甲州市塩山大字上萩原字萩原山 四七八三番の一地先まで	一九〇・〇	平成二十二年 二月一日

山梨県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	四二一号		甲州市塩山大字上粟生野字柳田 一八〇一番の四地先から 甲州市塩山大字上粟生野字原道 下一〇四九番の一地主先まで	三八二・三	平成二十二年一月二十八日

山梨県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	四二一号		甲州市塩山大字上萩原字萩原山 四七八三番の一地主先から 甲州市塩山大字上萩原字萩原山 四七八三番の一地主先まで	八三〇・〇	平成二十二年二月十五日

山梨県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十二年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	大月上野原線		上野原市野田尻字熊ノ久保二九 二八番の二地主先から 上野原市野田尻字熊ノ久保八〇 八番の三地主先まで	一四〇・〇	平成二十二年二月十八日

山梨県告示第二十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の位置
甲斐市玉川字堀之内五九番二一、六〇番一
- 二 道路の幅員
五・九五メートル
- 三 道路の延長
二七・五四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月十八日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 梅檀会
 - 2 代表者の氏名 浅香昭雄
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市西油川町二百九十三番地
 - 4 定款に記載された目的
- この法人は、医学、看護学等を専攻している学生に対して、設立者の所有する建物を学生寮として開放し、自治を建前とした学生寮の運営に関する事業を行い、学生が将来携わるであろう「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」のみならず、残余の諸活動にも目を向かわせ、結果として地域社会に貢献し得る人材を育成することと、人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十二年一月十九日から同年三月十八日まで

● 貸金業者の業務停止の処分

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の四第一項の規定に基づき、次のとおり貸金業者の業務停止を命じたので、同法第二十四条の六の八の規定に基づき公告する。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内 正 明

- 一 商号又は名称 ミキバンク
 - 二 代表者の氏名 齊藤 誠
 - 三 主たる営業所又は事務所の所在地 南都留郡富士河口湖町船津三千五百十一番地
 - 四 登録番号 山梨県知事（一）第〇〇七二〇号
 - 五 登録年月日 平成十九年十月十二日
 - 六 処分の年月日 平成二十二年一月十九日
 - 七 処分の内容
- 平成二十二年一月二十一日から同年三月二十一日までの六十日間の業務の全部の停止（弁済の受領に関する業務、訴訟又は調停に応ずる業務及び山梨県知事が特に必要と認めた業務を除く。）

山梨県人事委員会規則第一号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二第二項を次のように改める。

2 条例第二十六条第二項の人事委員会規則で定める時間は、休日が属する週（条例第四条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等が属する週をいう。以下「当該週」という。）に職員が休日勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給された場合において、当該週に週休日の振替等（県職員勤務時間規則第三条第二項及び学校職員勤務時間規則第三条第二項に規定する週休日の振替等をいう。）により勤務時間が割り振られたときは、当該休日勤務した時間数に相当する時間とする。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第二号

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二第二項を次のように改める。

2 条例第二十三条第二項の人事委員会規則で定める時間は、休日が属する週（条例第四条に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等が属する週をいう。以下「当該週」という。）に職員が休日勤務を命ぜられて休日勤務手当が支給された場合において、当該週に週休日の振替等（県職員勤務時間規則第三条第二項に規定する週休日の振替等をいう。）により勤務時間が割り振られたときは、当該休日勤務した時間数に相当する時間とする。

附則

人事委員会

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第三号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号イ(1)中「八時間」を「七時間四十五分」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第四号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

第十条第一項各号を次のように改める。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第二条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不斉

一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数が

あるときは、これを四捨五入して得た日数）

第十条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第十条の二第一項各号列記以外の部分及び第四項第一号中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、第一項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）」に改め、第四項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十条の三 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第十二条第一項第一号又は第二号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に同じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た

率

二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が齊一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち齊一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 齊一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き齊一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該勤務形態の変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合には、同項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。

第十二条第一項中「は、一日を単位」を「の単位は、一日」に改め、「場合には」を「ときは」に改め、「半日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日）又は」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同号イ中「又は第四号 四時間」を、「三時間五十五分」に改め、同号ロ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ハ中「四・八時間」を「又は第四号 七時間四十五分」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 齊一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、齊一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。）七時間四十五分

第十二条第四項を第二項に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十三条第二項中「前条第四項」を「前条第二項」に改める。

第二十三条の二第三項後段を次のように改める。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十三条の二第三項の次に次の一項を加える。

4 一時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

第二十四条第二項後段を次のように改める。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十四条第二項の次に次の一項を加える。

3 一時間を単位として使用した配偶者出産休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

第二十四条の二第二項後段を次のように改める。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十四条の二第二項の次に次の一項を加える。

3 一時間を単位として使用した男性職員の育児参加休暇を日に換算する場合には、第十二条第二項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であつて、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成二十二年における年次有給休暇の日数については、同年一月一日から施行日の前日までの間の半日の年次有給休暇の使用を休憩時間をはさんで前半の場合には三時間十分の年次有給休暇の使用と、休憩時間をはさんで後半の場合には四時間三十分の年次有給休暇の使用とそれぞれみなして得られる同日における年次有給休暇の残日数とする。

山梨県人事委員会規則第五号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 小澤 義彦

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

第九条第一項各号を次のように改める。

一 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不斉

一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）

第九条第二項中「前項第三号」を「前項第二号」に改める。

第九条の二第一項各号列記以外の部分及び第四項第一号中「掲げる日数」を「定める日数」に改め、第一項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員（地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第四項第二号において同じ。）」に改め、第四項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「再任用職員」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の三 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときは当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第十三条第一項第一号又は第二号に掲げる日数（以下この項において「付与日数」という。）に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数（以下この項において「繰越日数」という。）を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては付与日数に、次の各号に掲

げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。以下この項において「調整後の付与日数」という。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる調整後の付与日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該日数が二十日を超える場合は、二十日とする。）に繰越日数を加えて得た日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数とする。

一 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間の勤務日の日数で除して得た率

二 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を七時間四十五分とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前に

おける一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

2 前項の規定により年次有給休暇の日数を算定した場合において、直近の勤務形態の変更の日における年次有給休暇の日数が当該勤務形態の変更の日の前日における年次有給休暇の日数を下回る場合には、同項の規定にかかわらず、当該変更の日の前日における年次有給休暇の日数とする。

第十一条第一項中「は、一日を単位」を「の単位は、一日」に改め、「場合には」を「ときは」に改め、「半日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日）又は」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中各号列記以外の部分を次のように改める。

一 時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもつて一日とする。

第十一条第三項第一号中「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同項第二号中「掲げる時間数」を「定める時間数」に改め、同号イ中「又は第四号 四時間」を「三時間五十五分」に改め、同号ロ中「五時間」を「四時間五十五分」に改め、同号ハ中「四・八時間」を「又は第四号 七時間四十五分」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 斉一型短時間勤務職員（前号に掲げる職員のうち、斉一型短時間勤務職員を除く。）勤務日ごとの勤務時間の時間数（一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

四 不斉一型短時間勤務職員（第二号に掲げる職員のうち、不斉一型短時間勤務職員を除く。）七時間四十五分

第十一条第三項を第二項に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第十二条第二項中「前条第三項」を「前条第二項」に改める。

第二十二條の二第三項後段を次のように改める。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十二條の二第三項の次に次の一項を加える。

4 一時間を単位として使用した子の看護休暇を日に換算する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

第二十三條第二項後段を次のように改める。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十三條第二項の次に次の一項を加える。

3 一時間を単位として使用した配偶者出産休暇を日に換算する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

第二十三條の二第二項後段を次のように改める。

ただし、当該休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第二十三條の二第二項の次に次の一項を加える。

3 一時間を単位として使用した男性職員の育児参加休暇を日に換算する場合には、第十一条第二項の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職する職員であつて、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成二十二年における年次有給休暇の日数については、同年一月一日から施行日の前日までの間の半日の年次有給休暇の使用を四時間の年次有給休暇の使用とみなして得られる同日における年次有給休暇の残日数とする。

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十八号中「半日勤務時間」を「四時間の勤務時間」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の山梨県人事委員会事務専決規程の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

その他

専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第二号

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。
平成二十二年一月二十八日

専門学校山梨県立農業大学校管理者
山梨県農政部長 笹本英一

専門学校山梨県立農業大学校学則の一部を改正する規程
専門学校山梨県立農業大学校学則（平成二十年専門学校山梨県立農業大学校管理者規程第一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則の次の二項を加える。
（平成二十二年度入学生に係る特例措置）

2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間における第五条の規定の適用については、同条の表養成科の項中「三十名」とあるのは「四十名」と、「六十名」とあるのは「七十名」とする。

3 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間における第五条の規定の適用については、同条の表養成科の項中「六十名」とあるのは「七十名」とする。

附則
この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県議会訓令第一号

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年一月二十八日

山梨県議会議長 森屋宏

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県議会職員の勤務時間に関する規程（平成十八年山梨県議会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「午後五時三十分」を「午後五時十五分」に改める。

附則

この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。

山梨県道路公社の一般競争入札について

山梨県道路公社理事長から次のとおり公告の依頼があった。

平成二十二年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県道路公社公告第三号

次のとおり一般競争入札（事前審査型）を行う。

平成二十二年一月二十八日

山梨県道路公社理事長 新藤康二

一 一般競争入札（事前審査型）に付する事項

1 業務名

平成二十二・二十三年度 富士山有料道路料金徴収業務委託

2 業務場所

南都留郡富士河口湖町船津剣丸尾地内 富士山有料道路料金所

3 業務委託の内容

ア 通行者からの通行料金の徴収、保管及び払い込み

イ 適正な数の入口、出口の車線開放

ウ 通行券等の保管、管理

エ 回数券の販売

オ 回数券の販売により徴収した現金の保管及び払い込み

カ 各種帳票による通行台数、通行料金、回数券売上等の報告

キ 交通事故、災害等非常事態発生時の連絡及び処置協力

ク 強行突破車両、通行不適格車両、料金支払不能者等に対する処理

ケ 道路の巡回補助

コ 道路情報板の操作

カ 宿直業務

シ 営業区間、営業時間、料金等の看板の掲示

ス 交通量調査（六、九、十、十一月）

セ 富士山有料道路管理事務所が発注する業務において必要となる数量の確認業務

（し尿、融雪剤、路面補修材、燃料、トイレ清掃回数、道路清掃回数、交通整理員人数、その他）

ソ 冬季におけるスバルライン関連業者の営業前及び営業終了後通行の対応

タ その他公社業務に関する協力

（電話対応、各種調査、PR、環境整備、道路案内等）

4 委託期間

平成二十二年四月一日〇時から平成二十四年三月三十一日二十四時まで

5 営業時間

特記仕様書による

二 一般競争入札の参加資格

山梨県における土木施設の維持管理業務又は警備業務に係わる競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たした者であって、今回、

山梨県道路公社理事長より、対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 山梨県内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

2 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 警備業法第四条の認定を受けている者で、かつ同法第二条第一項第一号に該当する業務を行う者であること。

(平成二十二年二月十八日まで認定を受ける見込みのある者を含む。)

4 別紙に掲げる、所定の要件を満たす者(以下「配置予定実務経験者」という。)を契約期間中配置できること。

5 入札の日以前六月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

6 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

7 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後入札参加申請締切日まで競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

8 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

9 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 入札参加資格確認資料作成要領、設計図書配布
1 配布期間 平成二十二年一月二十八日(木)～平成二十二年二月十二日(金)まで。

2 配布方法 下記によりダウンロードすること。
山梨県道路公社ホームページ(以下「ホームページ」という。)
(URL) <http://www.nns.ne.jp/ass/tollgate/index2.html>

四 入札参加資格確認資料等の受付期間及び提出方法
1 受付期間 平成二十二年二月四日(木)から平成二十二年二月十二日(金)までの「山梨県の休日」を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前九時から午後五時まで。

ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

2 提出書類

次の提出書類を各一部提出すること。

・入札参加資格確認申請書(様式1)

・警備業認定証、申請書及び警備員指導教育責任者資格者証写し

・配置予定実務経験者の経歴(様式2(添付資料含む。))

・配置予定実務経験者が明記できない場合は業務受託開始十五日前までに配置予定実務経験者を確保する旨の誓約書(様式自由)

3 提出方法 電子メールによる。

メールアドレス: tollgate@nns.ne.jp

ただし、電子メールを送信したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

五 問い合わせ先

1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

山梨県道路公社 道路管理課 管理担当

電話番号: 〇五五 二二六 三八三五

メールアドレス: tollgate@nns.ne.jp

2 設計書の内容に関する事項

電子メールで平成二十二年二月十九日(金)までに質問すること。

なお、質問に対しては、各質問書提出日の翌日から起算して二日後(ただし、県の休日を除く。)から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。

六 入札参加資格の確認結果通知

1 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成二十二年二月十九日(金)に通知する。

2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知書」にその理由を付して通知する。

七 苦情申し立て

1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合は、平成二十二年三月二日(火)午後五時までに、電子メールで申し立てすること。

ただし、電子メールを送信したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

2 山梨県道路公社理事長は、1の手続きにより詳細な説明を求められたときは、原則として平成二十二年三月九日(火)までに、電子メールにより回答する。

八 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年二月二十六日(金)午前十時

山梨県道路公社本社

甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイタビル2F会議室

電話番号：〇五五 二二六 三八三五

2 落札の効果

本入札における落札の効果は、平成二十二年四月一日に平成二十二年年度予算発効時において効力を生ずるものであり、新年度予算の効力が発生する平成二十二年四月一日に当該落札予定者を落札者として、契約を締結することとする。

3 入札方法

入札参加者は入札の執行に先立ち、山梨県道路公社理事長が入札参加資格があることを確認した旨の通知の写しを入札執行担当職員に提出すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「二」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

5 入札執行回数は二回までとする。（二回行って落札者がいない場合は、最低価格入札者と協議をする場合がある。）

6 入札に際し、委託費内訳書を提出すること。委託費内訳書の様式は自由であるが、設計図書に示された項目毎に数量、単価及び金額等を明らかにすること。なお、委託費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

7 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

九 支払条件

十 その他

1 落札者が契約締結までの間に「二」に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。

2 最低制限価格 無し

3 入札保証金 免除

4 契約保証金 契約金額の百分の十以上を納付。

5 契約書作成の要否 要

6 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。

7 現場説明会は行わない。

8 落札者は入札参加資格確認資料に記載した配置予定実務経験者を、対象業務へ配置すること。

9 落札者は配置予定実務経験者を含めた業務の遂行に必要な人員（以下、「料金所員」という。）の氏名その他必要な事項を、契約締結の十五日前までに委託者に提出するものとする。

10 落札者は業務実施体制その他必要な事項を記載した業務実施計画書を、契約締結の十五日前までに委託者に提出するものとする。

11 業務受託開始十五日前までに料金所員を確保できない場合は、当該契約は解除となり、落札者は委託者に対し委託契約書の条項に基づく違約金を支払わなければならない。

12 落札者は、自己の費用で受託業務が直ちに円滑に執行できるよう必要な研修・引継等を行うものとする。

13 営業時間等の条件変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。

14 入札参加資格の申請を行った者は、二の2及び5～9の要件を満たす者であることを誓約したものと見なす。

15 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格申請時に二の2及び5～9の要件を満たさないにもかかわらず申請を行った者については、指名停止を行うことがある。

16 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は委託者に対し委託契約書の条項に基づく談合に対する違約金を支払わなければならない。

17 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。

18 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県道路公社会計規程第七十二条の二十三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

山梨県道路公社公告第四号

次のとおり一般競争入札（事前審査型）を行う。

平成二十二年一月二十八日

山梨県道路公社理事長 新 藤 康 二

一 一般競争入札（事前審査型）に付する事項

1 業務名

平成二十二・二十三年度 雁坂トンネル有料道路料金徴収及び監視業務委託

2 業務場所

山梨市三富川浦地内 雁坂トンネル有料道路料金所及び管理事務所

3 業務委託の内容

ア 通行料金等の収受、通行料金等・回数券の保管

イ 回数券の販売、通行料金等の払い込み

ウ 日常報告

エ 緊急報告

オ 緊急事態等への対応

カ 監視装置及び計測装置による道路状況の監視

キ 設備の監視

ク 平常時の設備の運転

ケ 道路の巡視

コ 事故予防措置上必要な現場対応

サ その他管理上必要な事項

4 委託期間

平成二十二年四月一日〇時から平成二十四年三月三十一日二十四時まで

5 業務の時間

ア 料金徴収 営業時間 通年二十四時間営業

イ 中央監視設備による監視・制御 二十四時間

ウ 道路の巡視等 二十四時間（監視補助を含む）

二 一般競争入札の参加資格

山梨県における土木施設の維持管理業務又は警備業務に係わる競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、次に掲げる条件を全て満たした者であつて、今回、山梨県道路公社理事長より、対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

1 山梨県内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

2 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 警備業法第四条の認定を受けている者で、かつ同法第二条第一項第一号に該当する業務を行う者であること。

（平成二十二年二月十八日までに認定を受ける見込みのある者を含む。）

4 料金徴収業務について、別紙に掲げる所定の要件を満たす者（以下「配置予定実務経験者」という。）を契約期間中配置できること。

5 監視業務については、一日三交代で以下の監視員一名以上、監視補助員（巡視員）一名以上、計一組二名以上を契約期間中配置できること。

ア 監視員は次のいずれかの要件を満たす者。

・道路公共施設又は民間建築物等の監視装置による監視業務の実務経験が過去に通算して一年以上の者。

・第三級以上の陸上特殊無線技士。

イ 監視補助員（巡視員）は次のいずれかの要件を満たす者。

・交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。

・監視員のうち交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員の資格を有する者。

6 入札の日以前六月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

7 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

8 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

9 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

10 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

三 入札参加資格確認資料作成要領、設計図書配布

1 配布期間 平成二十二年一月二十八日（木）～平成二十二年二月十二日（金）まで。

2 配布方法 下記によりダウンロードすること。

山梨県道路公社ホームページ（以下「ホームページ」という。）

（URL）<http://www.nns.ne.jp/ass/follgate/index2.html>

四 入札参加資格確認資料等の受付期間及び提出方法

1 受付期間 平成二十二年二月四日（木）から平成二十二年二月十二日（金）まで

の「山梨県の休日」を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、最終日は午後四時三十分までとする。

2 提出書類

次の提出書類を各一部提出すること。

- 1 入札参加資格確認申請書（様式1）
 - 2 警備業認定証、申請書及び警備員指導教育責任者資格者証写し
 - 3 配置予定実務経験者の経歴（様式2（添付資料含む。））
 - 4 配置予定実務経験者が明記できない場合は業務受託開始十五日前までに配置予定実務経験者を確保する旨の誓約書（様式自由）
- 3 提出方法 電子メールによる。

メールアドレス：toligate@msne.jp

ただし、電子メールを送信したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

五 問い合わせ先

- 1 入札参加資格確認資料等の記載方法に関する事項

山梨県道路公社 道路管理課 管理担当

電話番号：〇五五 二二六 三八三五

メールアドレス：toligate@msne.jp

- 2 設計書の内容に関する事項

電子メールで平成二十二年二月十九日（金）までに質問すること。

なお、質問に対しては、各質問書提出日の翌日から起算して二日後（ただし、県の休日を除く。）から入札の前日まで、その回答をホームページで公表する。

六 入札参加資格の確認結果通知

- 1 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成二十二年二月十九日（金）に通知する。

- 2 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知書」にその理由を付して通知する。

七 苦情申し立て

- 1 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認められた理由について詳細な説明を求めめる場合は、平成二十二年三月二日（火）午後五時までに、電子メールで申し立てすること。

ただし、電子メールを送信したことを電話により五の1の担当者に連絡し、間違いなく到着していることを確認すること。

- 2 山梨県道路公社理事長は、1の手続きにより詳細な説明を求められたときは、原則として平成二十二年三月九日（火）までに、電子メールにより回答する。
- 八 入札手続等
- 1 入札及び開札の日時及び場所
平成二十二年二月二十六日（金）午前十一時
山梨県道路公社本社
甲府市丸の内二丁目十四番十三号 ダイタビル二F会議室
電話番号：〇五五 二二六 三八三五

2 落札の効果

本入札における落札の効果は、平成二十二年四月一日に平成二十二年年度予算発効時において効力を生ずるものであり、新年度予算の効力が発生する平成二十二年四月一日に当該落札予定者を落札者として、契約を締結することとする。

3 入札方法

入札参加者は入札の執行に先立ち、山梨県道路公社理事長が入札参加資格があることを確認した旨の通知の写しを入札執行担当職員に提出すること。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において「二」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

- 5 入札執行回数は二回までとする。（二回行って落札者がない場合は、最低価格入札者と協議をする場合がある。）

- 6 入札に際し、委託費内訳書を提出すること。委託費内訳書の様式は自由であるが、設計図書に示された項目毎に数量、単価及び金額等を明らかにすること。

なお、委託費内訳書において、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

- 7 入札参加者は、競争契約入札心得及び仕様書等を熟読し、これを遵守すること。

九 支払条件

前金払は適用しない。一箇月に一回の精算払いとする。

十 その他

- 1 落札者が契約締結までの間に「二」に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県道路公社は損害賠償の責めを負わないものとする。
- 2 最低制限価格 無し
- 3 入札保証金 免除
- 4 契約保証金 契約金額の百分の十以上を納付。
- 5 契約書作成の要否 要
- 6 入札参加資格確認資料作成説明会及びヒアリングは行わない。
- 7 現場説明会は行わない。
- 8 落札者は入札参加資格確認資料に記載した配置予定実務経験者を、対象業務へ配置すること。
- 9 落札者は配置予定実務経験者を含めた業務従事者の氏名その他必要な事項を、契約締結の十五日前までに委託者に提出するものとする。
- 10 落札者は業務実施体制その他必要な事項を記載した業務実施計画書を、契約締結の十五日前までに委託者に提出するものとする。
- 11 業務受託開始十五日前までに配置予定実務経験者を含めた業務従事者を確保できない場合は、当該契約は解除となり、落札者は委託者に対し委託契約書の条項に基づく違約金を支払わなければならない。
- 12 落札者は、自己の費用で受託業務が直ちに円滑に執行できるよう必要な研修・引継等を行うものとする。
- 13 営業時間等の条件変更が生じた場合には、契約変更の対象とする。
- 14 入札参加資格の申請を行った者は、二の2、3及び6～10の要件を満たす者であることを誓約したものと見なす。
- 15 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格申請時に二の2、3及び6～10の要件を満たさないにもかかわらず申請を行った者については、指名停止を行うことがある。
- 16 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定
入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、委託契約書の条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は委託者に対し委託契約書の条項に基づく談合に対する違約金を支払わなければならない。
- 17 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはない。

18 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県道路公社会計規程第七十二条の二十三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番